

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第1項の規定に基づき届出を行なった電気最終保障供給約款（令和5年4月1日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率および別表2（市場価格調整）(1)ホ(イ)に定める市場価格調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表3（燃料費等調整）(2)ロに定める基準単価および別表3（燃料費等調整）(3)ロに定める調整係数については小数点第4位で四捨五入しております。

Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	3,057.12	277.92
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	3,029.40	275.40
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	3,016.20	274.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	35.59	3.24
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	32.48	2.95
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32.41	2.95

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力B 基本料金 契約電力1キロワットにつき 標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける 場合 標準電圧30,000ボルトで供給を受ける 場合 標準電圧60,000ボルトで供給を受ける 場合 電力量料金 1キロワット時につき 標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける 場合 標準電圧30,000ボルトで供給を受ける 場合 標準電圧60,000ボルトで供給を受ける 場合	 3,281.52 3,108.60 3,095.40 33.44 31.34 31.28	 298.32 282.60 281.40 3.04 2.85 2.84
最終保障予備電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき 予備線 高圧で常時供給を受ける場合 特別高圧で常時供給を受ける場合 予備電源 高圧で常時供給を受ける場合 特別高圧で常時供給を受ける場合	 112.20 125.40 132.00 158.40	 10.20 11.40 12.00 14.40

別表2（市場価格調整）（1）ホ（イ）に定める市場価格調整単価

区分および単位	市場価格調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力A		
標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2.35	0.21
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	1.95	0.18
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1.92	0.17
最終保障電力B		
1キロワット時につき		
標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	1.98	0.18
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	1.76	0.16
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1.74	0.16

別表3（燃料費等調整）（2）ロに定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1キロワット時につき		
高圧で電気の供給を受ける場合	0.188	0.017
特別高圧で電気の供給を受ける場合	0.183	0.017

別表3（燃料費等調整）（3）ロに定める調整係数

区分および単位	調整係数	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1キロワット時につき		
高圧で電気の供給を受ける場合	0.229	0.021
特別高圧で電気の供給を受ける場合	0.223	0.020